

財務省印紙第H印三十一印

関税法（昭和十九年法律第六十一年）第H条の規定を実施するため、輸出統計用印紙及び輸入

統計用印紙を定める等の件（昭和六十一年六月大蔵省印紙第九十四号）の一部を次の如く改正する。

平成十七年一月一日以後統計上記されたの貨物にてて廻田する。

平成十六年十一月三十日

財務大臣 谷垣 祐一

輸出統計用印紙〇三〇七・九・印

「 900 - - - その他のもの

K G 「 を

「 200 - - - ほや

K G 「 に を

900 - - - その他のもの

K G 「 に を

改める。

回表兼一一一・一〇印

「 190 - - - その他のもの

K G 「 を

「 130 - - - ひじき

190 - - - その他のもの

K G

K G

」

」

ぬるぬ。

回収録 | K〇四・ | - 叫ゆ次のものとぬるぬ。

1604.11 000 - - さけ

K G

」

回収録 | K〇四・ | 丸卯母

「 - - - さんま

110 - - - 気密容器入りのもの

K G

」

を

190 - - - その他のもの

K G

」

「 100 - - - さんま

K G

」

に

ぬるぬ。

回収録 | 十〇四・〇〇叫ゆ次のものとぬるぬ。

2704.00 | 000 | コークス及び半成コークス(石炭、亜炭又は泥炭
から製造したものに限るものとし、凝結させてあるかしないかを問わない。)並びにレトルトカーボン

M T
N

回帳銀 | ヤ | ○・ | フル坦

400 | - - - 粗油
K L | K G | J キ
KG

通N°

回帳銀 | ハ | K・フル坦のものに限る。

2836.99 | 000 | - - その他のもの

KG
KG

回帳銀 | ○ | K・回帳銀のものに限る。

3006.40 | 000 | - 歯科用セメントその他の歯科用充てん材料及び

接骨用セメント

KG
(I.I.)

回収標図 | ○III・III○叩母

「 - - その他のもの

210 - - - 床革

290 - - - その他のもの

を

SM KG

」

「 200 - - その他のもの

SM

」

「 5607.90 000 - その他のもの

KG

」

だるく

回収標図|○II・II○叩母

「 100 - - 粘土質のもの

MT KG

」

だるく

回収標図|○・II○叩母

100 - - 飲料用の瓶

金屬

回転炉又はその他の方法で得たもの

7112.30 000 - 貴金属又はその化合物を含む灰

回転炉又はその他の方法で得たもの

100 - - - スラブ

K G J キ

- - - スラブ

K G

- - - その他のもの

191 - - - I F (非侵入型) 鋼 (炭素の含有量が

全重量の0.005%以下のものに限る。)

K G

J

199 - - - その他のもの

12

回形環(七) |〇六・ |〇四や次のものに限る。

7208.10 - 熱間圧延をしたもの（更に加工したもの）を除く
。）で巻いたもの（浮出し模様のあるもの）に限
る。）

010 - - 発生品

K G

- - その他のもの

091 - - - 厚さが3ミリメートル以上のもの

K G

092 - - - 厚さが3ミリメートル未満のもの

K G

回形環(七) |〇六・ |〇四や次のものに限る。

7208.25 - - 厚さが4.75ミリメートル以上のもの

010 - - - 発生品

K G

- - - その他のもの

091 - - - 高張力鋼板（引張り強さが490兆ガラス

カル以上のものに限る。）

K G

099 - - - - その他のもの

K G

回形鋼等| 102・1 | K G

7208.26 - - 厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル

未満のもの

010 - - - 発生品

K G

- - - その他のもの

091 - - - - 高張力鋼板(引張り強さが490兆ガラパス

カル以上)のものに限る。)

K G

092 - - - - I F(非侵入型)鋼(炭素の含有量が全

重量の0.005%以下のものに限る。)

K G

099 - - - - その他のもの

K G

回形鋼等| 102・1 | K G

7208.27 - - 厚さが3ミリメートル未満のもの

300 - - - 発生品

K G

- - - その他のもの

- - - 厚さが1.5ミリメートル以上のもの

911 - - - - 高張力鋼板（引張り強さが490メガ）^パ

スカル以上の中に限る。）

K G

912 - - - - I F（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下の中に限る。）

K G

919 - - - - その他のもの

- - - 厚さが1.5ミリメートル未満のもの

921 - - - - 高張力鋼板（引張り強さが490メガ）^パ

スカル以上の中に限る。）

K G

922 - - - - I F（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下の中に限る。）

K G

929 - - - - その他のもの

回形鋼等| I〇二・三|下記のものに限る。

7208.36 - - 厚さが10ミリメートルを超えるもの

回形紙ナ・ローバ・川中島ゆきのものと並んで

010

- - - 発生品

K G

- - - その他のもの

091

- - - - 高張力鋼板（引張り強さが490メガ）パス

カル以上のものに限る。）

099

- - - - その他のもの

K G

7208.37 - - 厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル

以下のもの

010

- - - 発生品

K G

- - - その他のもの

091

- - - - 高張力鋼板（引張り強さが490メガ）パス

カル以上のものに限る。）

099

- - - - その他のもの

K G

回形紙ナ・ローバ・川中島ゆきのものと並んで

7208.38

- - 厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル
未満のもの

010 - - - 発生品

- - - その他のもの

091 - - - - 高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上の中に限る。）

092 - - - - I F（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）

099 - - - - その他のもの

回標語七〇二・三に記載するものに就て

7208.39 - - 厚さが3ミリメートル未満のもの

100 - - - 発生品

- - - その他のもの

- - - - 厚さが1.5ミリメートル以上のもの

911 - - - - 高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上の中に限る。）

K G

K G

K G

スカルル以上のものに限る。)

K G

912 - - - - I F (非侵入型) 鋼 (炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。)

KG
919 - - - - その他のもの
- - - 厚さが1.5ミリメートル未満のもの

921 - - - - 高張力鋼板 (引張り強さが490メガパ

スカルル以上のものに限る。)

K G

922 - - - - I F (非侵入型) 鋼 (炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。)

K G

929 - - - - その他のもの

回帳紙ナリ〇ベ・回〇叩くセムハレヒタセヌ

7208.40 - 热間圧延をしたもの (更に加工したものを除く

。) で卷いてないもの (浮出し模様のあるものに限る。)

010 - - 発生品

K G

- - その他のもの

091 - - - 厚さが3ミリメートル以上のもの

K G

092 - - - 厚さが3ミリメートル未満のもの

K G

回形鋼板(10ミ・田)叩き板のもの

7208.51 - - 厚さが10ミリメートルを超えるもの

K G

010 - - - 発生品

- - - その他のもの

091 - - - 高張力鋼板(引張り強さが490兆ガラス

K G

カル以上の中に限る。)

099 - - - その他のもの

回形鋼板(10ミ・田)叩き板のもの

7208.52 - - 厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル

以下のもの

K G

010 - - - 発生品

- - - その他のもの	
091 - - - 高張力鋼板（引張り強さが490メガ）パス カル以上のものに限る。)	K G
099 - - - その他のもの	K G

回形鋼等の上部・中間部のものに限る。) 7208.53 - - 厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル 未満のもの	
010 - - - 発生品	K G
- - - その他のもの	
091 - - - 高張力鋼板（引張り強さが490メガ）パス カル以上のものに限る。)	K G
092 - - - I F（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全 重量の0.005%以下のものに限る。)	K G
099 - - - その他のもの	K G

回収率七十〇パーセント以下のものに就る。

7208.54	- - 厚さが3ミリメートル未満のもの - - - 発生品 - - - その他のもの	K G
911	- - - - 厚さが1.5ミリメートル以上のもの - - - - 高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上）	
912	- - - - I F（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下）	K G
919	- - - - その他のもの - - - - 厚さが1.5ミリメートル未満のもの	K G
921	- - - - 高張力鋼板（引張り強さが490メガパスカル以上のものに限る。）	K G
922	- - - - I F（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	K G
929	- - - - その他のもの	K G

回形紙ナ・ロハ・・用印を次のものに替る。

7209.15	- - 厚さが3ミリメートル以上のもの	K G
010	- - - 発生品	K G
090	- - - その他のもの	

回形紙ナ・ロハ・・用印を次のものに替る。

7209.16	- - 厚さが1ミリメートルを超えるもの	
010	未満のもの	
010	- - - 発生品	K G
091	- - - その他のもの	
091	- - - 高張力鋼板（引張り強さが340兆ガ）パスカル以上の中間に限る。）	K G
092	- - - I F（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	K G
099	- - - その他のもの	K G

回収標準 | O&P・I 半導体のモジュール等

7209.17	- - 厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル 以下のもの	K G
010	- - - 発生品	
	- - - その他のもの	
091	- - - - 高張力鋼板（引張り強さが340メガパス カル以上）のものに限る。）	K G
092	- - - - I F（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全 重量の0.005%以下のものに限る。）	K G
093	- - - - 電磁鋼板（磁束密度を50ヘスレツで1.5テ スラにした際の鉄損が鋼板 1 キログラム につき16ワット以下であるものに限る。 ）	K G
099	- - - - その他のもの	K G

回帳簿七|〇六・一 ベルトや袋のもの

7209.18	- - 厚さが0.5ミリメートル未満のもの	K G
010	- - - 発生品	
	- - - その他のもの	
091	- - - - 高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	
092	- - - - プリキ原板	K G
099	- - - - その他のもの	K G
回帳簿七 〇六・一 ベルトや袋のもの		
7209.25	- - 厚さが3ミリメートル以上のもの	
010	- - - 発生品	K G
	- - - その他のもの	
091	- - - - 高張力鋼板（引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	K G
099	- - - - その他のもの	K G

回帳課ナリ〇六・一|六四や次のモノ立候。

7209.26	- - 厚さが1ミリメートルを超える3ミリメートル 未満のもの	K G
010	- - - 発生品	
	- - - その他のもの	
091	- - - - 高張力鋼板(引張り強さが340兆ガラス カル以上)のものに限る。)	K G
092	- - - - I F(非侵入型)鋼(炭素の含有量が全 重量の0.005%以下のものに限る。)	K G
099	- - - - その他のもの	K G
回帳課ナリ〇六・一 六四や次のモノ立候。		
7209.27	- - 厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル 以下のもの	K G
010	- - - 発生品	

- - - その他のもの

091 - - - - 高張力鋼板（引張り強さが340メガパス

カル以上のものに限る。）

K G

092 - - - - I F（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全

重量の0.005%以下のものに限る。）

K G

093 - - - - 電磁鋼板（磁束密度を50ヘルツで1.5テ

スラにした際の鉄損が鋼板 1 キログラム
につき16ワット以下であるものに限る。

）

099 - - - - その他のもの

K G

回転機械用・電動機用の部品等

7209.28 - - 厚さが0.5ミリメートル未満のもの

K G

010 - - - 発生品

- - - その他のもの

091 - - - - 高張力鋼板（引張り強さが340メガパス

カル以上のものに限る。)

K G

099 - - - - その他のもの

K G

回形錠 || ○・△○叩ねたのものが立たぬ形

7210.30 - 亜鉛を電気めつきしたもの

010 - - 発生品

K G

- - その他のもの

091 - - - 高張力鋼板（熱間圧延にあつては引張り強

さが490メガパスカル以上のもの及び冷間

圧延にあつては引張り強さが340メガパス

カル以上の中に限る。)

K G

092 - - - I F（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重

量の0.005%以下のものに限る。)

K G

099 - - - その他のもの

K G

回形錠 || ○・△○叩ねたのものが立たぬ形

回形鋼等 || ○・四辺切欠きのもの

7210.41	- - 波形にしたもの	
010	- - - 発生品	K G
090	- - - その他のもの	K G
7210.49	- - その他のもの	
010	- - - 発生品	K G
091	- - - その他のもの	
	- - - 高張力鋼板（熱間圧延にあつては引張り強さが490メガパスカル以上の中及び	
	冷間圧延にあつては引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。）	
092	- - - I F（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。）	K G
099	- - - その他のもの	K G

回帳課七| ||〇・レ| 叫セ次モハリセヌ。

7210.61	- - アルミニウム・亜鉛合金をめつきしたもの - - - 発生品 - - - その他のもの	K G
091	- - - 高張力鋼板（熱間圧延にあつては引張り 強さが490メガパスカル以上のもの及び 冷間圧延にあつては引張り強さが340メ ガパスカル以上のものに限る。）	K G
099	- - - その他のもの	K G

回帳課七| ||〇・レ| 叫セ次モハリセヌ。

7210.69	- - その他のもの	
010	- - - 発生品	
-	- - - その他のもの	
091	- - - 高張力鋼板（熱間圧延にあつては引張り 強さが490メガパスカル以上のもの及び	

冷間圧延にあつて[は引]張り強さが340メ

ガバスカル以上の中のに限る。)

K G

099 - - - - その他のもの

K G

回転錠(ハサミ)・回転錠(モルタル)等の部

7211.13 000 - - 四面圧延又はクローズドボックスパスによるもの(幅が150ミリメートルを超えて、厚さが4ミリメートル以上で、浮出し模様がなく、かつ、巻いてないものに限る。)

K G

回転錠(ハサミ)・回転錠(モルタル)等の部

7211.14 - - その他のもの(厚さが4.75ミリメートル以上のものに限る。)

010 - - - 発生品

K G

090 - - - その他のもの

K G

回形紙等 || | - | 円形紙等のもの

7211.19	- - その他のもの	
010	- - - 発生品	K G
	- - - その他のもの	
091	- - - - 厚さが3ミリメートル以上のもの	K G
092	- - - - 厚さが3ミリメートル未満のもの	K G

回形紙等 || | - | 円形紙等のもの

7211.23	- - 炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの	
010	- - - 発生品	K G
	- - - その他のもの	
091	- - - - 厚さが3ミリメートル以上のもの	K G
092	- - - - 厚さが1ミリメートル以上3ミリメートル未満のもの	K G
093	- - - - 厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル未満のもの	K G

094 - - - 厚さが0.5ミリメートル未満のもの

K G

回形紙ナリ | | - | 円形紙のもの

7211.29 - - その他のもの

010 - - - 発生品

K G

- - - その他のもの

091 - - - 厚さが3ミリメートル以上のもの

K G

092 - - - 厚さが1ミリメートル以上3ミリメート

ル未満のもの

093 - - - 厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメー

トル未満のもの

094 - - - 厚さが0.5ミリメートル未満のもの

K G

K G

回形紙ナリ | | - | 円形紙のもの

7211.90 - その他のもの

010 - - 発生品

K G

K G

090 - - その他のもの

同表第七一一一〇等を次のよう改める。

		7212.20
010	- - 発生品	
090	- - その他のもの	
	K G	

同表第七一一一・二〇号を次のよひに改める。

7212.30
- 垂鉛をめつきしたもの(電気めつきによるもの
を除く。)
010 - - 発生品
090 - - その他のもの

KG KG

同表第七二九・一號を次のように改める。

7219. 11
010 - - 厚さが10ミリメートルを超えるもの
- - - 発生品
KG

090 - - - その他のもの

K G

回収率71%以上・10ミリメートルのもの

7219.12 - - 厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル

以下のもの

010 - - - 発生品

K G

- - - その他のもの

091 - - - - クロム系(ニッケルを含まないもの)に限

るものとし、その他の成分を含有するか

しないかを問わない。)

K G

092 - - - - ニッケル系(ニッケルを含むもの)に限る
ものとし、その他の成分を含有するかし
ないかを問わない。)

K G

回収率71%以上・10ミリメートルのもの

7219.13 - - 厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル

未満のもの

010 - - - 発生品

K G

- - - その他のもの

091 - - - - クロム系(ニッケルを含まないもの)に限

るものとし、その他の成分を含有するか
しないかを問わない。)

K G

092 - - - - ニッケル系(ニッケルを含むもの)に限る
ものとし、その他の成分を含有するかし
ないかを問わない。)

回帳簿七|一六・|回咲く次のものに限る。

7219.14 - - 厚さが3ミリメートル未満のもの

010 - - - 発生品

K G

- - - その他のもの

091 - - - - クロム系(ニッケルを含まないもの)に限

るものとし、その他の成分を含有するか

しないかを問わない。)

K G

- 092 - - - - ニッケル系(ニッケルを含むものに限る
ものとし、その他の成分を含有するかし
ないかを問わない。)

K G

回転炉等 || 水・ || | 吸收式のものとする。

7219.21 - - 厚さが 10ミリメートル を超えるもの

K G

010 - - - 発生品

- - - その他のもの

091 - - - クロム系(ニッケルを含まないものに限

るものとし、その他の成分を含有するか

しないかを問わない。)

K G

092 - - - ニッケル系(ニッケルを含むものに限る

ものとし、その他の成分を含有するかし

ないかを問わない。)

K G

回転炉+ || ピ・リ|| 呼吸炎の炉へ置換る。

7219.22 - - 厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル

以下のもの

010 - - - 発生品

K G

- - - その他のもの

091 - - - - クロム系(ニッケルを含まないもの)に限

るものとし、その他の成分を含有するか
しないかを問わない。)

K G

092 - - - - ニッケル系(ニッケルを含むもの)に限
るものとし、その他の成分を含有するかし
ないかを問わない。)

回転炉+ || ピ・リ|| 呼吸炎の炉へ置換る。

7219.23 - - 厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル

未満のもの

010 - - - 発生品

K G

- - - その他のもの

091 - - - - クロム系(ニッケルを含まないもの)に限る

るものとし、その他の成分を含有するか

しないかを問わない。)

K G

092 - - - - ニッケル系(ニッケルを含むもの)に限る

ものとし、その他の成分を含有するかし

ないかを問わない。)

K G

回形鋼等 || 鉄・ || 回形鋼等のものに限る。

7219.24 - - 厚さが3ミリメートル未満のもの

010 - - - 発生品

K G

090 - - - その他のもの

K G

回形鋼等 || 鉄・ || 回形鋼等のものに限る。

7219.31 - - 厚さが4.75ミリメートル以上のもの

010 - - - 発生品

K G

- - - その他のもの

091 - - - - クロム系(ニッケルを含まないもの)に限る
るものとし、その他の成分を含有するか

しないかを問わない。)

K G

092 - - - - ニッケル系(ニッケルを含むもの)に限る
ものとし、その他の成分を含有するかし
ないかを問わない。)

K G

回形鋼等) || 片・III | 叫ゆるのものに限る)°

7219.32 - - 厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル

未満のもの

K G

010 - - - 発生品

- - - その他のもの

091 - - - - クロム系(ニッケルを含まないもの)に限
るものとし、その他の成分を含有するか

しないかを問わない。)

K G

092

- - - - ニッケル系(ニッケルを含むものに限る
ものとし、その他の成分を含有するかし
ないかを問わない。)

K G

回形環ナリ・ハ・リリ叩く所のモノ立候。

7219.33 - - 厚さが1ミリメートルを超える3ミリメートル

未満のもの

010 - - - 発生品

K G

- - - その他のもの

091 - - - クロム系(ニッケルを含まないものに限

るものとし、その他の成分を含有するか

しないかを問わない。)

K G

092 - - - ニッケル系(ニッケルを含むものに限る

ものとし、その他の成分を含有するかし

ないかを問わない。)

K G

回収率71%以上・回収率未満のもの

7219.34 - - 厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル

以下のもの

010 - - - 発生品

K G

- - - その他のもの

091 - - - - クロム系(ニッケルを含まないもの)に限

るものとし、その他の成分を含有するか
しないかを問わない。)

K G

092 - - - - ニッケル系(ニッケルを含むもの)に限る

ものとし、その他の成分を含有するかし
ないかを問わない。)

K G

回収率71%以上・回収率未満のもの

7219.35 - - 厚さが0.5ミリメートル未満のもの

010 - - - 発生品

K G

091 - - - - クロム系(ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。) K G

092 - - - - ニッケル系(ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。) K G

回形錠等 || 扉・扉の取手等の類似品等

7219.90	- その他のもの	
010	- - 発生品	K G
090	- - その他のもの	K G

回形錠等 || 10.11 叫喚炎の発生装置等

7220.11	- - 厚さが4.75ミリメートル以上のもの	
010	- - - 発生品	K G
090	- - - その他のもの	K G

回帳録ナリ || ○・| | |叩や次モハ止セヌ。

7220.12 - - 厚さが4.75ミリメートル未満のもの

010 - - - 発生品

K G

- - - その他のもの

091 - - - - クロム系(ニッケルを含まないもの)に限

るものとし、その他の成分を含有するか
しないかを問わない。)

K G

092 - - - - ニッケル系(ニッケルを含むもの)に限る

ものとし、その他の成分を含有するかし
ないかを問わない。)

回帳録ナリ || ○・| | |叩や次モハ止セヌ。

7220.20 - 冷間圧延をしたもの(更に加工したもの)を除く

。)

600 - - 発生品

K G

- - その他のもの
- - - クロム系(ニッケルを含まないものに限る
ものとし、その他の成分を含有するかしない
いかを問わない。)

911 - - - 厚さが0.5ミリメートル以上のもの
KG

912 - - - 厚さが0.5ミリメートル未満のもの
KG

- - - ニッケル系(ニッケルを含むものに限るも
のとし、その他の成分を含有するかしない
かを問わない。)

921 - - - 厚さが0.5ミリメートル以上のもの
KG

922 - - - 厚さが0.5ミリメートル未満のもの
KG

回形環ナリ || 10・丸の凹凸部の内側を丸め
たる部分

7220.90	- その他のもの	
010	- - 発生品	KG
090	- - その他のもの	KG

回形鋼等 || |H・II○印や次のものに付する。)

7225.30	- その他のもの（熱間圧延をしたもの（更に加工したもの）を除く。）で巻いたものに限る。) - 厚さが4.75ミリメートル以上のもの	K G
510	- - 高張力鋼板（引張り強さが490兆ガラス力 ル以上のものに限る。）	K G
520	- - - I F（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重 量の0.005%以下のものに限る。）	K G
590	- - - その他のもの	K G
310	- - - 厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル 未満のもの JR以上の中に限る。）	K G
320	- - - I F（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重 量の0.005%以下のものに限る。）	K G

390

KG

- - - その他のもの
- - 厚さが3ミリメートル未満のもの
- - - 合金工具鋼のもの

411

KG

カル以上のものに限る。)

419

KG

- - - その他のもの
- - - その他のもの

491

KG

カル以上のものに限る。)

492

KG

重量の0.005%以下のものに限る。)

499

KG

600

KG

回形鋼等 || 円・四角形等の形のものを除く

7225.40 - その他のもの(熱間圧延をしたもの(更に加工

したものと除く。)で巻いてないものに限る。

)

- - 厚さが3ミリメートル以上のもの

610 - - - 高張力鋼板(引張り強さが490兆ガラスカ

ル以上のものに限る。)

620 - - - IF(非侵入型)鋼(炭素の含有量が全重

量の0.005%以下のものに限る。)

K G

690 - - - その他のもの

- - 厚さが3ミリメートル未満のもの

- - 合金工具鋼のもの

411 - - - - 高張力鋼板(引張り強さが490兆ガラス

カル以上のものに限る。)

K G

419 - - - - その他のもの

- - - その他のもの

491 - - - - 高張力鋼板(引張り強さが490兆ガラス

カル以上のものに限る。)

K G

492	- - - - I F (非侵入型) 鋼 (炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。)	K G
499	- - - - その他のもの	K G
700	- - 発生品	K G

7225.50	- その他のもの (冷間圧延をしたものに限るものとし、更に加工したものを除く。)	
110	- - 合金工具鋼のもの	
110	- - - 高張力鋼板 (引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。)	K G
190	- - - その他のもの	K G
200	- - 発生品	K G
-	- その他のもの	
910	- - - 高張力鋼板 (引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。)	K G

920	- - - I F (非侵入型) 鋼 (炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。)	K G
990	- - - その他のもの	K G

	回形鋼等 H・P 吊りや丸のめハサキ等の部	
7225.91	- - 亜鉛を電気めつきしたもの	K G
010	- - - 発生品	
	- - - その他のもの	
091	- - - - 高張力鋼板 (热間圧延にあつては引張り強さが490メガパスカル以上るもの及び 冷間圧延にあつては引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。)	
092	- - - - I F (非侵入型) 鋼 (炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。)	K G
099	- - - - その他のもの	K G

回表紙ナリ || |由・だ| |叩や次のものに於ける。°

7225.92	- - 亜鉛をめつきしたもの（電気めつきによるもの）を除く。)	K G
010	- - - 発生品	
	- - - その他のもの	
091	- - - - 高張力鋼板（熱間圧延にあつては引張り強さが490メガパスカル以上のもの及び冷間圧延にあつては引張り強さが340メガパスカル以上のものに限る。)	
092	- - - - I F（非侵入型）鋼（炭素の含有量が全重量の0.005%以下のものに限る。)	K G
099	- - - - その他のもの	K G
	回表紙ナリ 由・だ 叩や次のものに於ける。°	
7225.99	- - その他のもの	
010	- - - 高張力鋼板（熱間圧延にあつては引張り強	

さが490メガパスカル以上のもの及び冷間

圧延にあつては引張り強さが340メガパス

カル以上のものに限る。)

090 - - - その他のもの

同表第七二二六·九一號中

900 - - - その他のもの

300	- - - 発生品
900	- - - その他のもの
	K G
	K G

改める。

同表第七二二六·九二号中

300 | - - - 発生品

F
300 - - - 発生品

K
G

K
G

K
G

KG

900 - - - その他のもの

K G

」

税金の範囲

回帳簿七三〇四・一・一四冊

「
- - - 合金鋼製のもの
110 - - - - ステンレス鋼のもの

K G

税

190 - - - - その他のもの
」

K G

税

「
100 - - - 合金鋼製のもの
」

K G

税

税金の範囲

回帳簿七三〇四・一・一四冊

7304.90 000 - その他のもの

K G

税

回帳簿七三〇四・一・一四冊

「
- - - 合金鋼のもの
」

税

110 - - - - ステンレス鋼のもの

190 - - - - その他のもの

K G

K G

kg

J

100 - - - 合金鋼のもの

K G

J

だるい。

回転錐セリ〇由・一丸叩き穴のものとある。

7305.19 000 - - その他のもの

K G

J

回転錐セリ〇由・一丸叩き穴のものとある。

7305.20 000 - 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング

K G

J

回転錐セリ〇由・一丸叩き穴のものとある。

7305.39 000 - - その他のもの

K G

J

回転錐セリ〇由・丸叩き穴のものとある。

7305.90 | 000 | - その他のもの

K G

回形鋼半円パイプ・内側を丸め上げたもの

7306.20 | 000 | - 油又はガスの掘削に使用する種類のケーシング
及びチューピング

K G

回形鋼半円パイプ・内側を丸め上げたもの

100 | - - 縦方向にサブマージアーク溶接したもの
200 | - - その他のもの（縦方向に溶接したものに限る
。）

K G

を

1 | 300 | - - 縦方向に溶接したもの

K G

」

」

をもつ。

回形鋼半円パイプ・内側を丸め上げたもの

7306.50 | 000 | - その他の溶接管（他の合金鋼製のもので、

K G

」

横断面が円形のものに限る。)

K G

回表第ナリ〇六・六〇叩ね次のものに限る。

7306.60 | 000 | - その他の溶接管（横断面が円形のものを除く。）

K G

回表第ナリ〇六・六〇叩ね次のものに限る。

7306.90 | 000 | - その他のもの

K G

回表第ハ一〇一・六〇叩ね次のものに限る。

8211.91 | 000 | - テーブルナイフ（固定刃のものに限る。）

NO

K G

回表第ハ四〇六・六〇叩ね次のものに限る。

8416.90 | 000 | - 部分品

K G

回表第ハ四〇六・一〇叩ね次のものに限る。

8445.12 | 000 | - - コーマ

NO

KG

回帳簿へ因由ハ・ | - 叫セ次モハ止ム。

8448.11 | 000 | - - ドビー及びジヤカード並びにこれらとともに

使用する紋紙裁断機、写影機、紋影り機及び

編成機

NO

KG

回帳簿へ因由ハ・ | - 叫セ次モハ止ム。

8451.29 | 000 | - - その他のもの

NO

KG

回帳簿へ因由ハ・ | - 叫セ次モハ止ム。

8466.10 | 000 | - ツールホルダー及び自動開きダイヘッド

KG

KG

回帳簿へ因由ハ・ | - 叫セ次モハ止ム。

200 | - - 第84.64項の機械に使用するもの

KG

300 | - - 第84.65項の機械に使用するもの

KG

400 - - 第84.64項又は第84.65項の機械に使用するも

の

K G

レ

なるべく

回転軸へ因へる・ 〇印を次のものに付せるべく

8482.10	- 玉軸受		
100	- - 直線運動案内	NO	K G
900	- - その他のもの	NO	K G

回転軸へ因へる・ 〇印を次のものに付せるべく

8482.50	- その他の円筒ころ軸受		
100	- - 直線運動案内	NO	K G
900	- - その他のもの	NO	K G

回転軸へ因へる・ 〇印を次のものに付せるべく

8501.32	000	- - 出力が750ワットを超える75キロワット以下の もの
		NO K G

8501.33	000	- - 出力が75キロワットを超える375キロワット以 下のもの
		NO K G

8504.21	000	- - 容量が650キロボルトアンペア以下のもの
		NO K G

910	NO	回路線へ印の回・III-印母
		K G

920	NO	- - - その他のもの
		K G

	900	- - - その他のもの	NO	K G

改めね。

回表第ハ四〇四・一〇四印を次の如く改めね。

8504.33	000	- - 容量が16キロボルトアンペアを超える500キロ ボルトアンペア以下のもの	NO	
---------	-----	---	----	--

回表第ハ五〇九・八〇四印を次の如く改めね。

8509.80	000	- その他の機器	NO	
---------	-----	----------	----	--

回表第ハ五〇九・一〇四印を次の如く改めね。

8510.10	000	- かみそり	NO	
---------	-----	--------	----	--

回表第ハ五〇九・一〇四印を次の如く改めね。

8511.10	000	- 点火プラグ	NO	K G
---------	-----	---------	----	-----

回表紙ヘ印| - | |〇印や次のものに記入なれ。

8511.20	000	- 点火用磁石発電機、直流磁石発電機及びはずみ 車式磁石発電機	NO	K G
---------	-----	------------------------------------	----	-----

回表紙ヘ印| ハ・ |〇印や次のものに記入なれ。

8518.10	000	- マイクロホン及びそのスタンド	NO	K G
---------	-----	------------------	----	-----

回表紙ヘ印| 丸・丸|〇印や次のものに記入なれ。

8519.92	000	- - ポケットサイズのカセットプレーヤー	NO	K G
---------	-----	-----------------------	----	-----

回表紙ヘ印| 丸・丸|〇印や次のものに記入なれ。

8519.93	000	- - その他のもの（カセット式のものに限る。）	NO	K G
---------	-----	--------------------------	----	-----

回表紙ヘ印| III| • | | 印毋

「		- - - 録音用のもの		
---	--	--------------	--	--

110 - - - - カセット状のもの

NO

K G
(I. C.)

を

190 - - - - その他のもの

NO

K G
(I. C.)

を

100 - - - 録音用のもの

NO

K G
(I. C.)

を

をもれ

回表紙へ戻る | 戻る・戻る

8524.99 | 000 - - その他のもの

NO

回表紙へ戻る | 戻る・戻る

「

NO

K G

100 - - ラジオ放送用のもの

NO

K G

200 - - テレビジョン用のもの

NO

- - 市民バンド用トランシーバー

を

」

310	- - - 最終段入力が100ミリワット以下のもの	NO
320	- - - 最終段入力が100ミリワットを超えるもの	NO
		」
		」」

300	- - 市民バンド用トランシーバー	NO
		」」

だるい。

回収線へ戻り、II・III印を次のものに替える。

8527.13	- - その他の機器（録音装置又は音声再生装置と結合してあるものに限る。）	
910	- - - ディジタルオーディオディスクプレーヤーを自蔵するもの（ウォーキングステレオを除く。）	
990	- - - その他のもの	NO
		NO

回収線へ戻り、II・III印を次のものに替える。

8527.31	- - 録音装置又は音声再生装置と結合してあるも	
		」」

の

910 - - - ディジタルオーディオディスクプレーヤー

を自蔵するもの

990 - - - その他のもの
NO

回収線へ戻り、ハサミで切ったものに貼る。

8527.39 - - その他のもの

910 - - - ハイファイ用のもの（可聴周波増幅器を自

蔵するものに限る。）

990 - - - その他のもの
NO

回収線へ戻り、ハサミで切ったものに貼る。

8528.13 000 - - 白黒その他のモノクロームのもの

NO

回収線へ戻り、ハサミで切ったものに貼る。

8539.10 000 - シールドビームランプ
NO
KG

同表第八五四四·四一號中

- - - 通信用テキニカル

110 - - - 等本ノ・野の事

۲۰۸

「 | 100 | - - - 通信用ケーブル」

10 of 10

改める。

同表第八五四四·四九号中

「 - - - 通信用ケーブル

卷之三

ପରିବହନ

100 - - - 通信用ケーブル

—

—

—

を

二

—

を

-

10

改め。

回転線ハサワ・ハサウエー

「 - - - 電力用ケーブル

110 - - - 導体が銅のもの

190 - - - その他のもの

K G

を

「 100 - - - 電力用ケーブル

K G

」 は

改め。

回転線ハサワ・ハサウエー

「 - - - 電力用ケーブル

110 - - - 導体が銅のもの

190 - - - その他のもの

K G

を

「 100 - - - 電力用ケーブル

K G

」 は

を

回転翼ヘリコプター用のモード切換装置

110 - - 電力用ケーブル

190 - - - 導体が銅のもの

KG - - - その他のもの

KG KG KG

100 - - 電力用ケーブル

KG KG KG

を

回転翼ヘリコプター用モード切換装置

8701.10 000 - 走行操縦式トラクター

KG KG KG

回転翼ヘリコプター用モード切換装置

8803.10 000 - プロペラ及び回転翼並びにこれらの部分品

KG KG KG

回転翼ヘリコプター用モード切換装置

9003.19 | 000 | - - その他の材料製のもの

NO

回収標示〇〇K・II〇叩ねたのものがいる。

9006.30 | 000 |

- 水中用、航空測量用又は内臓の医学的検診用に

特に設計した写真機及び法廷用又は鑑識用の比

較力メラ

NO

K G

回収標示〇 I III・I〇叩ねたのものがいる。

9013.10 | 000 |

- 武器用望遠照準器、潜望鏡及びこの類又は第16

部の機器の部分品として設計した望遠鏡

NO

K G

回収標示〇 I II〇叩ねたのものがいる。

9014.20 | 000 |

- 空中又は宇宙の航行用の機器（羅針盤を除く。)

NO

K G

回収標示〇 I II〇叩ねたのものがいる。

			- - その他のもの		
910			- - - 電気式のもの	NO	K G
990			- - - その他のもの	NO	K G

			900	- - その他のもの	NO	K G	」	」
--	--	--	-----	------------	----	-----	---	---

9014.90	000	- 部分品及び附属品			
			K G		

回表紙丸〇 | 円・丸〇叩やく次のものに附せぬ。

9015.80	000	- その他の機器	NO	K G	

回表紙丸〇 | 円・丸〇叩やく次のものに附せぬ。

9016.00	000	はかり (感量が50ミリグラム以内のものに限るものとし、分銅を附属させてあるかないかを問わな			

い。)

K G

回表第九〇 | 七・八〇叩母

」 910 - - - 直尺

NO

K G

」 を

通す。

回表第九〇 | ハ・一 一叩を次の通り記入せよ。

9018.11 | 000 - - 心電計

NO

K G

回表第九〇 | 二・三〇叩を次の通り記入せよ。

9022.30 | 000 - エックス線管

NO

K G

回表第九〇 | 四・一〇叩を次の通り記入せよ。

9024.10 | 000 - 材料試験機(金属を試験するものに限る。)

NO

K G

回表第九〇 | 四・八〇叩を次の通り記入せよ。

9024.80	000	- その他の機器	NO	KG
---------	-----	----------	----	----

回表機六〇| |H・| 六印を次のとおり記入せよ。

9025.19	000	- - その他のもの	NO	KG
---------	-----	------------	----	----

回表機六〇| |H・| 六印を次のとおり記入せよ。

9025.80	000	- その他の機器	NO	KG
---------	-----	----------	----	----

回表機六〇| |K・| 六印を

「		- - 電気式のもの		
---	--	------------	--	--

110 - - - 電子式のもの

190	- - - その他のもの	NO	KG	
-----	--------------	----	----	--

を

「	100	- - 電気式のもの	NO	KG
---	-----	------------	----	----

を

右の順序

回帳簿式〇| |ナ・ | |〇叩やだのめハドセム。

9027.30	000	- 分光計、分光光度計及び分光写真器（紫外線、可視光線又は赤外線を使用するものに限る。）	NO	K G
---------	-----	--	----	-----

回帳簿式〇| |ナ・ | |〇叩やだのめハドセム。

9029.10	000	- 積算回転計、生産量計、タクシーメーター、走行距離計、歩数計その他これらに類する物品	NO	K G
---------	-----	---	----	-----

回帳簿式〇| |〇・ | |〇叩やだのめハドセム。

9202.90	000	- その他のもの	NO	K G
---------	-----	----------	----	-----

回帳簿式〇| |〇・ | |〇叩やだのめハドセム。

9403.10	000	- 事務所において使用する種類の金属製家具		
---------	-----	-----------------------	--	--

回帳簿式〇| |〇・ | |〇叩やだのめハドセム。

9405.10	000	- シャンデリアその他の天井用又は壁掛け用の電		
---------	-----	-------------------------	--	--

気式照明器具（公共の広場又は街路の照明に使用する種類のものを除く。）

KG

回形銀丸印〇・〇〇印や次のものに附るべ。

9406.00 | 000 | プレハブ建築物

KG

回形銀丸印〇・〇〇印や次のものに附るべ。

「 - - その他のもの

910 | - - - プラスチック製のもの

DZ

KG

を

990 | - - - その他のもの

KG

」

「 900 | - - その他のもの

KG

」

を除く。

回形銀丸印〇・〇〇印や次のものに附るべ。

9602.00 | 000 | 植物性又は鉱物性の彫刻用又は細工用の材料（加

）

工したものに限る。) 及び製品(これらの材料から製造したものに限る。)、成形品、彫刻品及び細工品(ろう、ステアリン、天然ガム、天然レジン又はモデリングペーストから製造したものに限る。)、他の項に該当しないその他の成形品、彫刻品及び細工品並びに硬化させてないゼラチン(加工したものに限るものとし、第35.03項のゼラチンを除く。) 及び硬化させてないゼラチンの製品

輸入統計品目表○100K・1犬用

「	011	- - - - 犬	NO	K G	」	及
」	043	- - - - プレイリードック	NO	K G	」	及

び

通じ、

翼手目

- - - おおこうもり科のもの

- - - その他のもの

NO
KG

を

」
翼手目

NO
KG

を

だるい。

回帳録○ | ○・K・ | |○叩母

」
その他のもの

NO
KG

を

」
ワニ目

NO
KG

を

」
有鱗目

NO
KG

を

」
トカゲ亜目

NO
KG

を

」
その他のもの

NO
KG

を

」
その他のもの

NO
KG

を

右の⑨°

回収標○|〇×・丸〇叩母

「	010	- - 両生類	NO	K G	」を
」	011	- - - 無尾目	NO	K G	」を
」	012	- - - 有尾目	NO	K G	」を
」	019	- - - その他のもの	NO	K G	」を

右の⑩°

回収標○|〇|・|〇叩母次第右記右の⑩°

0201.20	000	- その他の骨付き肉	NO	K G	」を
」	」	K G	」	」	」を

回収標○|〇|・丸〇叩母

「	094	- - - こべ	K G	」を
」	」	」	」	」を

湿り、

「 099 - - - - その他のもの」

K G

を

「 103 - - - - きんめだい」

K G

」

099 - - - - その他のもの

K G

」

ぬれ。

回収率〇回〇ハ・ル一叩くたびに水が止まる。

0408.91 000 - - 乾燥したもの

K G

」

回収率〇五〇ヤ・〇〇叩くたびに水が止まる。

2507.00 000 カオリンその他のカオリン系粘土(焼いてあるか
ないかを問わない。)

M T

」

回収率〇五〇・〇叩くたびに水が止まる。

「 090 - - その他のもの

K G

」 も

「 010 - - トリレンジイソシアナート

K G

」 も

090 - - その他のもの

K G

」 も

だるい。

回転錠 | 丸川園・丸川叩母

「 090 - - その他のもの

K G

」 も

「 020 - - - 5' - イノシン酸二ナトリウム、5' - ワ

リジル酸二ナトリウム、5' - グアニル酸

ニナトリウム及び5' - シチジル酸二ナト

リウム

K G

」 も

090 - - その他のもの

K G

」 も

だるい。

」 も

回帳録川〇〇回・ | ○呴や次のみハ止喰ヌ。

3004.10 | 000 - ペニシリン若しくはその誘導体(ペニシラン酸

構造を有するものに限る。)又はストレプトマ

イシン若しくはその誘導体を含有するもの

K G
(I.I.)

回帳録川〇〇回・ | 呴母

」 | 022 - - - - 胃腸剤

K G
(I.I.)
」

通N°

回帳録川回〇〇回・ | 呴母や次のみハ止喰ヌ。

3403.19 | - - その他のもの

091 - - - 石油又は瀝青油の含有量が水分を除いた全

重量の50%を超えるもの

099 - - - その他のもの

M T
M T

回収紙川口〇一・一〇印を次のものに替へ。

3702.20 | 000 | -インスタントプリントフィルム

SM

回収紙川口 | 図・丸印

390 | - - - その他のもの

KG

を

380 | - - - 5' | リボヌクレオチドニナトリウム及び5'

KG

を

390 | - - - その他のもの

KG

を

だる。

回収紙川口 | 十・一〇印

「 | - - その他のもの

091 | - - - 再生セルロースのもの

KG

を

099 | - - - その他のもの

KG

を

「 」 020 - - その他のもの
KG 」 ピ

皮の内°

回形繊維 | - | ○叩く時のモハリ度の内°

5511.10 | 000 - 合成繊維の短纖維のもの（合成繊維の短纖維の重量が全重量の85%以上のものに限る。）
KG

回形繊維〇〇・〇〇叩母

「 」 010 - - プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し
、被覆し又は積層したもの
KG
」

内

「 」 011 - - プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し
、被覆し又は積層したもの（縫糸の伸度が70
%以上の糸を使用したものに限る。）
KG
」

内

「 」 012 - - プラスチック又はゴムを染み込ませ、塗布し
KG
」

、被覆し又は積層したもの（縦糸の伸度が70

%未満の糸を使用したものに限る。）

K G

J

右の如く

回形織物の図・式の略号

「 - - 厚さが4ミリメートル以下のもの

011 「 - - - 厚さが2.5ミリメートル以下のもの

019 「 - - - その他のもの

S M

を

「 010 「 - - 厚さが4ミリメートル以下のもの

S M

」 」

右の如く

回形織物の図・式の略号の説明

7207.11 000 「 - - 横断面が長方形（正方形を含む。）のもので

、幅が厚さの2倍未満のもの

K G

J

回転盤ナリ〇ナ・ ||印を次の通り記入せよ。

7207.12	000	- - その他のもの（横断面が長方形のものに限る ものとし、正方形のものを除く。）	K G
---------	-----	--	-----

回転盤ナリ〇ナ・ ||印を記入せよ

R			
021	- - - - 厚さが6ミリメートル未満のもの	K G	
029	- - - - その他のもの	K G	
	- - - その他のもの	K G	
031	- - - - 厚さが6ミリメートル未満のもの	K G	
039	- - - - その他のもの	K G	

R			
020	- - - - 降伏点が355兆パスカル以上のもの	K G	
030	- - - - その他のもの	K G	

回帳簿ナ| |〇二・| |ナ叩母

「			
021	- - - - 厚さが355メガパスカル以上のもの	K G	
029	- - - - 厚さが6ミリメートル未満のもの	K G	
	- - - - その他のもの		を
031	- - - - 厚さが6ミリメートル未満のもの	K G	
039	- - - - その他のもの	K G	

「			
020	- - - - 降伏点が355メガパスカル以上のもの	K G	」
030	- - - - その他のもの	K G	

だきね。

回帳簿ナ| |〇二・回〇叩母

「			
	- - - 厚さが3ミリメートル未満のものにあつて は降伏点が275メガパスカル以上のもの及 び厚さが3ミリメートル以上のものにあつ		

ては降伏点が355メガパスカル以上のもの

021 - - - 厚さが3ミリメートル未満のもの

K G
K G

メ

029 - - - その他のもの

- - その他のもの

031 - - - 厚さが3ミリメートル未満のもの

K G
K G

メ

039 - - - その他のもの

「 020 - - - 厚さが3ミリメートル未満のものにあつて
|は降伏点が275メガパスカル以上のもの及

び厚さが3ミリメートル以上のものにあつ

ては降伏点が355メガパスカル以上のもの

メ

K G
K G

」

030 - - - その他のもの

度をN°

回転機械 | O 機・ | 電動机

「

- - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

」

011 - - - - 降伏点が355メガパスカル以上のもの

K G

ル

019 - - - - その他のもの

K G

ル

010 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

ル

をもつて

回形鋼丸棒・I字鋼母

011 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

ル

019 - - - 降伏点が275メガパスカル以上のもの
- - - その他のもの

K G
K G

ル
ル

010 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

ル

をもつて

回形鋼丸棒・I字鋼母

010 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

ル

011 - - - - 降伏点が275メガパスカル以上のもの

K G

kg

019 - - - - その他のもの

K G

J

010 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

J U

をもつて

回形鋼+1|0寸・1|4寸母

011 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

J

019 - - - その他のもの

K G

J U

010 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

J U

をもつて

回形鋼+1|0寸・1|4寸母

010 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

J

011 - - - - 降伏点が355メガパスカル以上のもの

K G

kg

019 - - - - その他のもの

K G

J

010 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

J U

をもつて

回形鋼ヤード・インチ単位

011 - - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

J

019 - - - - その他のもの

K G

J U

010 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

J U

をもつて

回形鋼ヤード・インチ単位

010 - - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

J

011 - - - - 降伏点が275メガパスカル以上のもの

K G

ル

019 - - - - その他のもの

K G

」

010 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

ル

をもつて

回形鋼(II)O丸・I・V形母

011 - - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

ル

019 - - - - その他のもの

K G
K G
」

ル

010 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

ル

をもつて

回形鋼(II)I・V形母

010 - - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

ル

010 - - - 炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの

の

019 - - - その他のもの

K G

を

020 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

J U

をもつ。

回形銀七|一回・六|四母

010 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

を

の

019 - - - その他のもの

K G

J U

020 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

J U

をもつ。

回帳簿七| || 国・大日本

- - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの
010 - - - 炭素の含有量が全重量の0.25%未満のもの

の

019 - - - その他のもの

K G

」

020 - - - 炭素の含有量が全重量の0.6%未満のもの

K G

」

だるN°

回帳簿七| || 大・ | | | | 叫や次のものに付するN°

7216.33 | 000 - - H形鋼

K G

」

回帳簿七| || 大・ | | | | 叫や次のものに付するN°

7219.12 - - 厚さが4.75ミリメートル以上10ミリメートル

以下のもの

010 - - - クロム系(ニッケルを含まないものに限る

を

ものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)

K G

- - - ニッケル系(ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)

021 - - - - 200系(ニッケルの含有量が全重量の7

%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。

)

029 - - - - その他のもの

K G

回転錐71° | | 尺・ | ||| 口付穴の内径を約7mm

7219.13 - - 厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル

未満のもの

010 - - - クロム系(ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしない

いかを問わない。)

K G

- - - ニッケル系 (ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)

021 - - - - 200系 (ニッケルの含有量が全重量の7 %未満のものに限るものとし、その他の

成分を含有するかしないかを問わない。

)

029 - - - - その他のもの

K G

回転錶 +/- ±・III |叩く次のものに限る。)

7219.32 - - 厚さが3ミリメートル以上4.75ミリメートル

未満のもの

010 - - - クロム系 (ニッケルを含まないものに限る

ものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)

K G

- - - ニッケル系(ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)

021 - - - 200系(ニッケルの含有量が全重量の7%未満のものに限るものとし、その他の

成分を含有するかしないかを問わない。

) K G

022 - - - 304系(ニッケルの含有量が全重量の7%

%以上10%未満のものに限るものとし、

その他の成分を含有するかしないかを問わない。)

023 - - - 高ニッケル材(ニッケルの含有量が全重

量の10%以上のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わ

ない。)

K G

7219.33	<p>- - 厚さが1ミリメートルを超える3ミリメートル未満のもの</p> <p>- - - クロム系(ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)</p>
011	<p>- - - - 409系(クロムの含有量が全重量の12%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)</p>
019	<p>- - - - その他のもの</p> <p>- - - ニッケル系(ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)</p>
021	<p>- - - - 200系(ニッケルの含有量が全重量の7%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)</p>

)

K G

022

- - - - 304系(ニッケルの含有量が全重量の7%以上10%未満のものに限るものとし、

その他の成分を含有するかしないかを問わなし。)

K G

023

- - - - 高ニッケル材(ニッケルの含有量が全重量の10%以上のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わなし。)

回帳簿7111-丸・川田町営業所販売部

7219.34

- - 厚さが0.5ミリメートル以上1ミリメートル以下のもの
- - - クロム系(ニッケルを含まないものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わなし。)

011

- - - - 409系（クロムの含有量が全重量の12%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）
KG

019

- - - - その他のもの
- - - ニッケル系（ニッケルを含むものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）
KG

021

- - - - 200系（ニッケルの含有量が全重量の7%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）
KG

022

- - - - 304系（ニッケルの含有量が全重量の7%以上10%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。）
KG

023

- - - - 高ニッケル材（ニッケルの含有量が全重

量の10%以上のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)

K G

回形鋼等 || パ・川用鋼等のものに限る。)

7219.35 - 厚さが0.5ミリメートル未満のもの

010 - - クロム系(ニッケルを含まないもの)に限る

ものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)

- - ニッケル系(ニッケルを含むもの)に限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)

021 - - - 200系(ニッケルの含有量が全重量の7

%未満のものに限るものとし、その他の成分を含有するかしないかを問わない。)

K G

022

- - - - 304系（ニッケルの含有量が全重量の7%以上10%未満のものに限るものとし、
その他の成分を含有するかしないかを問
わない。）

K G

023

- - - - 高ニッケル材（ニッケルの含有量が全重量の10%以上のものに限るものとし、
その他の成分を含有するかしないかを問
ない。）

K G

回帳簿71 || 10・1 | 10叫ねだるむじふたんの

7220.20

- 冷間圧延をしたもの（更に加工したものを除く
。）

010

- - クロム系（ニッケルを含まないものに限るものとし、
その他の成分を含有するかしないか
を問わない。）

K G

とし、その他の成分を含有するかしないかを
問わない。)

021 - - - 200系(ニッケル)の含有量が全重量の7%

未満のものに限るものとし、その他の成分

を含有するかしないかを問わない。)

029 - - - その他のもの
KG

回転機械用のヤ・ダの叫ねたのやハラモのハ

8407.90 | 000 | - その他のエンジン
NO | KG

回転機械用のヤ・ダの叫ねたのやハラモのハ

- - - その他のもの

092 - - - 重量が5,000キログラム以下のもの

099 - - - その他のもの
NO | KG

KG
J
L

093 - - - その他のもの
NO | KG

KG
J
L

改め。

回表紙ハ四四七・一〇印を次のものに替ふ。

8447.20 | 000 | - 平型編機及びステッチボンディングマシン

NO

K G

回表紙ハ五・九・九|印を次のものに替ふ。

8519.92 | 000 | - ポケットサイズのカセットプレーヤー

NO

K G

回表紙ハ五|三|・|印を次のものに替ふ。

8523.11 | 000 | - 幅が4ミリメートル以下のもの

NO

K G

(I.C.)

回表紙ハ五|三|・九〇印を次のものに替ふ。

8523.90 | 000 | - その他のもの

NO

K G

(I.C.)

回帳簿ヘ印|印・印|印セ次モハレセモ

8524.51 | 000 | - - 幅が4ミリメートル以下の中の

NO

回帳簿ヘ印|印・印|印川印母

「 | | | | - - - 録画用のもの

021 | - - - 幅が12.7ミリメートル以下の中の

NO

セ

029 | - - - 幅が12.7ミリメートルを超える中の

NO

セ

「 | | | | 020 | - - - 録画用のもの

NO

セ

回帳簿ヘ印|印・印|印川印母

「 | | | | 030 | - - マイクロセル方式を用いた移動電話

NO

セ

回帳簿ヘ印|印・印|印セ次モハレセモ

セ

8527.12 | 000 | - - ポケットサイズのカセットプレーヤー(ラジオを自蔵するものに限る。)

NO

回転録音用 | ハ・ | ハ| 叫聲のモノ立候のハ。

8527.13 | 000 | - - その他の機器(録音装置又は音声再生装置と結合してあるものに限る。)

NO

回転録音用 | ハ・ | ハ| 叫聲

」 | 010 | - - - 画面が横16対縦9の比率のもの

NO

」 | 090 | - - - その他のもの

NO

」 | - - - 液晶式のもの

NO

011 | - - - 画面対角が59センチメートル未満のもの
012 | - - - 画面対角が59センチメートル以上76セン

チメートル未満のもの

NO

013 | - - - 画面対角が76センチメートル以上のもの

度数 180°

画面表示用に用いられるものに於ける度数 180°

020	- - - プラズマ式のもの	NO
090	- - - その他のもの	NO
		」
8529.90	- その他のもの - - ディスプレイモジュール - - - 液晶式のもの	
111	- - - - 画面対角が59センチメートル未満のもの	NO
112	- - - - 画面対角が59センチメートル以上76センチメートル未満のもの	K G
113	- - - - 画面対角が76センチメートル以上のもの	NO
120	- - - プラズマ式のもの	K G
190	- - - その他のもの	NO
900	- - その他のもの	K G

回表第ハ五三一・三〇叩を次のものに於る。

8532.30 | 000 | - 可変式又は半固定式のコンデンサー

TH

KG

回表第ハ七一四・丸ノ叩を次のものに於る。

8714.96 | 000 | - - ペダリ及びギヤクラシク並びにこれらの部分

品

KG

回表第丸〇一四・丸〇叩を次のものに於る。

9014.80 | 000 | - その他の機器

NO

KG

回表第丸〇一四・丸〇叩を次のものに於る。

9014.90 | 000 | - 部分品及び附屬品

KG

回表第丸〇一七・丸〇叩を次のものに於る。

9017.90 | 000 | - 部分品及び附屬品

KG

回表欄凡ての記入を次の順序に記入せよ。

9021.21 - - 義歯
010 - - - 人工歯
090 - - - その他のもの

NO NO

K G K G